

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みやこ町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県みやこ町長

公表日

令和7年1月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理及び必要な保険給付を行う。国民健康保険法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。 1. 国民健康保険の資格に係る事務 2. 国民健康保険資格確認書に係る事務 3. 国民健康保険の給付に係る事務 4. 一部負担金減免等に係る事務 5. 国民健康保険の各種届出に係る事務 6. 保健事業に係る事務 7. オンライン資格確認等システム稼働に向けた資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務
③システムの名称	1. 市町村事務処理標準システム 2. Acrocity総合収納管理住民情報システム 3. 統合宛名システム（MICJET番号連携サーバ） 4. 中間サーバ 5. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム 6. 医療保険者向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、統合宛名ファイル、国民健康保険税ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表44の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70の項 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みやこ町役場 保険福祉課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号:0930-32-2516
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーが記載された届書等は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に則り、鍵付きキャビネットに厳重に保管・管理している。 また、対象者が住民登録外である場合で業務システムにマイナンバーを手入力で登録する際は、事務担当者複数人の作業・ダブルチェックにて入力作業をしている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧が可能となるようアクセス権限を実施している。システムへのアクセス権限を利用する事務担当職員ごとにログインIDとパスワードを設定し、ログイン時に生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスすることで、物理的な安全対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月27日	I -4-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号、別表第二項番 1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87, 93,97,106,109,120	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号、別表第二項番 1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87, 93,97,106,109,119	事後	
令和3年2月1日	I -5-① 部署	保健福祉課	保険福祉課	事後	
令和3年2月1日	I -5-② 所属長	保健福祉課長	保険福祉課長	事後	
平成29年6月27日	I -7 請求先	総務課 行政・改革推進係	みやこ町役場総合行政委員会事務局	事後	
平成29年6月27日	I -7 連絡先	電話：0930-32-2725	電話番号 0930-32-2516	事後	
平成29年6月27日	II -1 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	令和1年7月1日時点	事後	
平成29年6月27日	II -2 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	令和1年7月1日時点	事後	
平成29年6月27日	iv リスク対策	様式変更に伴う追加	1 基礎項目評価書 2 十分である 3 十分である 特に力を入れている 4 十分である 5 十分である 6 十分である 7 十分である 8 自己点検 9 十分に行っている	事前	
令和3年2月1日	I -1-② 事務の概要		「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	
令和3年2月1日	I -1-② システムの名称	次期国保総合システム	国保総合システム	事後	
令和3年2月1日	I -1-② システムの名称		10. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和3年2月1日	3. 法令上の根拠		＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和3年2月1日	4. ②法令上の根拠		＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I-1-② 事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。 特定個人情報を取扱う事務の内容 1. 国民健康保険法による被保険者に係る申請、届出又は申出(以下「申請等」という。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2. 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 3. 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 4. 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 5. 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者の資格管理及び必要な保険給付を行う。 国民健康保険法、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。 1. 国民健康保険の資格に係る事務 2. 国民健康保険被保険者証等に係る事務 3. 国民健康保険の給付に係る事務 4. 一部負担金減免等に係る事務 5. 国民健康保険の各種届出に係る事務 6. 保健事業に係る事務 7. オンライン資格確認等システム稼働に向けた資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務	事後	
令和6年4月1日	I-1-③ システムの名称	1. Acrocity国民健康保険(資格) 2. Acrocity国民健康保険(給付) 3. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 4. 中間サーバー 5. Acrocity国民健康保険税 6. Acrocity総合収納管理 7. Acrocity総合滞納管理 8. 国保総合システム 9. 国保情報集約システム 10. 医療保険者等向け中間サーバー等	1. Acrocity国民健康保険(資格) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー 4. Acrocity国民健康保険税 5. Acrocity総合収納管理 6. Acrocity総合滞納管理 7. 次期国保総合システム 8. 国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和6年4月1日	3. 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31法律第27号) 番号法第9条第1項、別表第一項番30 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 番号法第9条第1項 別表第一の第30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 3. 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年4月1日	4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第7号、別表第二項番42、43、44、45 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条 【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号、別表第二項番1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、93、97、106、109、119 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号、別表第二項番42、43の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25条の2 【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号、別表第二項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、120 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5条、第12条の3、第15、19、20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33、43、44、46、49、53条、第59条の3 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2511	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	みやこ町役場保健福祉課	みやこ町役場保険福祉課	事後	
令和6年4月1日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何らかいつ時点の計数か	令和1年7月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か、いつ時点の計数か	令和1年7月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者の資格管理及び必要な保険給付を行う。国民健康保険法、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。 1. 国民健康保険の資格に係る事務 2. 国民健康保険被保険者証に係る事務 3. 国民健康保険の給付に係る事務 4. 一部負担金減免等に係る事務 5. 国民健康保険の各種届出に係る事務 6. 保健事業に係る事務 7. オンライン資格確認等システム稼働に向けた資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理及び必要な保険給付を行う。国民健康保険法、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。 1. 国民健康保険の資格に係る事務 2. 国民健康保険資格確認書等に係る事務 3. 国民健康保険の給付に係る事務 4. 一部負担金減免等に係る事務 5. 国民健康保険の各種届出に係る事務 6. 保健事業に係る事務 7. オンライン資格確認等システム稼働に向けた資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity国民健康保険(資格) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー 4. Acrocity国民健康保険税 5. Acrocity総合収納管理 6. Acrocity総合滞納管理 7. 次期国保総合システム 8. 国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー等	1. 市町村事務処理標準システム 2. Acrocity総合収納管理住民情報システム 3. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 4. 中間サーバー 5. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム 6. 医療保険者向け中間サーバー等	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の第30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 3. 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表44の項	事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号、別表第二項番42、43の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25条の2【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号、別表第二項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、120 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5条、第12条の3、第15、19、20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33、43、44、46、49、53条、第59条の3 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70の項 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険福祉課長	課長	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2511	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	みやこ町役場保険福祉課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2516	みやこ町役場 保険福祉課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号:0930-32-2516	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
令和7年1月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の利用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	水準例の提示(保護委員会)による見直し
令和7年1月28日	V リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
令和7年1月28日	V リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更